

新 旧 対 照 表

(赤字・傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">届出保育施設等に対する指導監督要綱</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(事業の停止及び施設の閉鎖命令)</p> <p>第14条 知事は、届出保育施設等の設置者又は管理者が前条の改善勧告に従わず、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき <b>又は乳幼児の生命身体に著しい影響を与える等、社会通念上著しく悪質な違反があったときは</b>、法第59条第5項の規定により児童福祉審議会の意見を聴いて、その事業の停止又は施設の閉鎖を命 <b>じ</b>ることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命 <b>じ</b>る場合には、当該届出保育施設等の設置者に対し弁明の機会を与える。この場合においては、あらかじめ書面（様式第14号）をもって、予定される命令の内容、命令の原因となる事実並びに弁明書の提出先及び提出期限を通知する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(入所児童に対する措置等)</p> <p>第15条 知事は、前条の<b>事業停止又は施設閉鎖命令</b>を行おうとする場合は、必要に応じて当該届出保育施設等の所在地の市町村長と協力して、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該届出保育施設等が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。</p> <p>第16条～第21条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">届出保育施設等に対する指導監督要綱</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(事業の停止及び施設の閉鎖命令)</p> <p>第14条 知事は、届出保育施設等の設置者又は管理者が前条の改善勧告に従わず、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第59条第5項の規定により児童福祉審議会の意見を聴いて、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合には、当該届出保育施設等の設置者に対し弁明の機会を与える。この場合においては、あらかじめ書面（様式第14号）をもって、予定される命令の内容、命令の原因となる事実並びに弁明書の提出先及び提出期限を通知する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(入所児童に対する措置等)</p> <p>第15条 知事は、前条の事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて当該届出保育施設等の所在地の市町村長と協力して、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該届出保育施設等が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。</p> <p>第16条～第21条 (略)</p>

